

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件 五五〇
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 五五〇
- 土地改良事業計画を変更することを認可した件 五五〇
- 土地改良区の清算人が就任した旨届出があつた件 五五〇

告示

福島県告示第七七七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和七年十一月二十八日から令和八年三月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十一月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田五十番地十七ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名の変更 一件、小売業を行う者の住所の変更 八件、小売業を行う者の代表者の氏名の変更 十一件、小売業者の入店 十件、小売業者の退店 九件）
- 三 届出年月日

令和七年十一月十八日
届出をした者
イオン東北株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第七七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、南相馬土地改良区から令和七年十月二十四日付けで申請のあつた定款の変更について、同年十一月十九日認可した。

令和七年十一月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県告示第七七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、鹿島町土地改良区が鹿島町土地改良区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、令和七年十一月十七日認可した。

令和七年十一月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

公告

公告第二百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨届出があつた。

令和七年十一月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称		住所	
玉川村土地改良区			
就任した清算人	氏名	住所	
役別	氏名	住所	
清算人	藤田 守	石川郡玉川村大字小高字三升蒔二三番地	
同	阿部 金四郎	同 郡同 村大字南須釜字南宿七一番地	
同	曲山 勉	同 郡同 村大字蒜生字栗木内二九番地の一	
同	大竹 吉夫	同 郡同 村大字川辺字和尚平一一二番地	
同	野崎 薫	同 郡同 村大字川辺字館一〇一番地	

同 同 同 同 同 同 同 同

大 我 有 小 小 小 大 藤
和 妻 賀 針 原 林 竹 田
田 利 正 幸 正 覚 和 二
茂 夫 記 夫 広 雄 久 三
廣

同 同 同 同 同 同 同 同

郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡
同 同 同 同 同 同 同 同

村 村 村 村 村 村 村 村
大 大 大 大 大 大 大 大
字 字 字 字 字 字 字 字
南 山 北 南 南 南 南 中
須 屋 須 須 須 須 須 後
釜 小 釜 釜 釜 釜 作
字 屋 字 字 字 字 田
青 久 保 一 一 一 三
井 一 一 一 一 一 一 番
沢 一 一 一 一 一 一 地
二 一 一 一 一 一 一 の
〇 一 一 一 一 一 一 〇
八 番 番 番 番 番 番 一
番 地 地 地 地 地 地 一

(農村計画課)